



～補聴器の買い換えについて～



身体障害者手帳（聴覚障害）を所持している方は、福祉制度（障害者総合支援法）による「補装具費支給制度」を利用することで、5年間に1度、原則1割負担（世帯の所得に応じる）で補聴器を購入することができます。

長年補聴器を使用していると、パワーが落ちてきたり、音が途切れてしまったりすることがあります。良いきこえで生活を送ってもらうために、本校では定期的な買い換えを勧めています。

●壊れる前の買い換えも

5年以上使用していても、まだまだ補聴器の調子がよく、壊れるまで使われる方もおられます。しかし、目に見えない機械の劣化はありますので、完全に故障し修理不可になる前に買い換え、古い補聴器を予備で持っておくことも、いざという時に安心かもしれません。

●卒業後を見据えた管理意識を

日々装用し生活していると、少しずつ補聴器のパワーが落ちてきていることに気づけず、学期に1度の聴力測定時に故障が発見されることもあります。精密機械ですので管理の仕方や扱い方を間違えると劣化を早めてしまうこともあります。

ろう学校を卒業したら、これまで学校で助言していた、メンテナンスや修理、買い換えを自身でおこなう必要があります。卒業後に困らないように、在学中に今一度、補聴器の管理の仕方、買い換えの流れ等を知っておくことが大切です。

●障害者総合支援法による補聴器交付の一般的な流れ（身体障害者手帳を所持している方）

①器種の決定

補聴器店や学校で、購入したい補聴器を決める



②手続き

住民票のある市町村の福祉担当窓口で、「補聴器の見積書」「補装具費支給申請書」、必要に応じて「医師の意見書」等を提出する



③交付

市町村から「補装具支給券」が交付される



⑤補聴器の購入



※市町村によって必要書類や手順等が異なる場合がありますので、お住まいの市町村の福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。